

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

診療科目・病床数

内科、循環器内科、心臓内科、糖尿病・代謝内科、内分泌・脂質代謝内科、腎臓内科

58 床（一般病床：58 床）

1.入院基本料に関する事項

当院は急性期一般入院料 Ⅰ の届出を行っており、入院患者様 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しています。時間帯ごとの配置は病棟に掲示しています。

また、急性看護補助体制加算の届出を行っており、入院患者様 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しています。

2.入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡体制、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について

入院の際に医師や看護師をはじめとする関係職種が共同して総合的な診療計画を策定し、入院後 7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の基準を満たしております。

3.明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。

4.入院食事療養費について

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。(朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 18 時)

所得区分		標準負担額
70 歳未満	70 歳以上	
区分ア	現役並Ⅲ	Ⅰ食につき510円
区分イ	現役並Ⅱ	
区分ウ	現役並Ⅰ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	Ⅰ食につき240円
	低所得Ⅰ	Ⅰ食につき110円

5.施設基準届出状況

当院では、次の施設基準に適合する旨を関東信越厚生局へ届出を行っています。

◆基本診療料の施設基準

- ・急性期一般入院基本料Ⅰ
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・急性期看護補助体制加算25対Ⅰ（看護補助者5割以上）
- ・データ提出加算
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・医師事務作業補助体制加算 2 Ⅰ5 対Ⅰ

◆特掲診療料の施設基準

- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料Ⅰ
- ・検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・CT 撮影および MRI 撮影
- ・経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- ・大動脈バルーンパンピング（IABP 法）
- ・看護職員処遇改善評価料49
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料73
- ・酸単

◆入院時食事療養費に関わる基準

- ・入院時食事療養費（Ⅰ）

6.保険外負担に関する事項

当院では下記の項目について実費負担をお願いしております。

文書種類名	料金	文書種類名	料金
○診断書		○証明書	
当院規定用紙(院内診断書)	3,300	療養証明書	2,200
自動車賠償保険(又は後遺障害用)	13,200	おむつ証明書	2,200
生命保険会社(又は障害、休業、ガン保険等)	6,600	自動車賠償保健(診療報酬明細書)	6,600
生命保険会社(診断書)	6,600	領収証明書	1,100
簡易保険(被保険者症状調査票)	6,600	簡易治療証明(学校を含む)	330
簡易保険入院証明書(診断書)	6,600	学校からの証明書(複雑なもの)	1,100
共済組合入院証明書(診断書)	6,600	学校からの証明書(簡単なもの)	330
保険会社所定用紙(死亡時)	6,600	受診状況等証明書	2,200
簡易保険所定用紙(死亡時)	6,600	就労可否証明書	2,200
死亡診断書(死体検案書)	5,500	○その他	
○諸法関係		傷病見舞金支給申請書	3,300
身体障害者診断書・意見書	11,000	精神障害者通院医療費公費申請書・協力料	3,300
難病治療患者	11,000	健康診断結果報告	6,600
○年金		症状報告書(他院・老人ホーム)	6,600
厚生年金(障害年金・障害手当金)	11,000	補装具費支給意見書	2,200
厚生年金保険・船員保険	6,600	手術・放射線照射診察報酬点数確認書	3,300
国民年金・福祉年金	6,600		
その他自費	料金	その他自費	料金
尿取りパット	198	麻疹・風疹・ムンプスセット検査	9,900
紙おむつ	308	麻疹・風疹・ムンプス・水痘セット検査	13,200
リハビリパンツ	352	新型コロナウイルス抗体検査	6,600
腹帯	1,760	ウロバッグ	880
T字帯	440	ウロガード	660
診察券再発行	550	グリーンキャップ	330
容器	330	ソフベル 腹帯	1,650
エンゼルセット(死後処置)	13,200	アンシルクⅡ 弾性ストッキング	4,620
イヤホン	330	ニーブレス	11,000
内服管理シート	440	チャレンジボール	4,950
面談料(保険会社)	11,000	トライボール	4,950
CD	1,650	ハイサポーター(膝用)	1,650
開示手数料	5,500	ハイサポーター(足首用)	1,320
麻疹抗体検査	4,950	ハイサポーター(肘用)	1,320
風疹抗体検査	4,950	ポリネックソフト(S~LL)	5,500
ムンプス抗体検査	4,950	フィラデルフィアカラ(S~LL)	16,500
水痘・帯状疱疹抗体検査	4,950	サクロデラックス(S~LL) コルセット	3,300

予防接種	料金	予防接種	料金
風疹・麻疹 MR	10,500	A型肝炎 一般	6,600
耳下腺炎(ムンプス)	7,500	B型肝炎 一般	6,600
水痘	9,700	破傷風	5,500
带状疱疹ワクチン 乾燥弱毒性水痘ワクチン	8,000	一般 インフルエンザ 1 回目	4,000
带状疱疹ワクチン 乾燥弱毒性水痘ワクチン(助成あり)	4,000	一般 インフルエンザ 2 回目	4,000
		高齢者 インフルエンザ 1 回目	2,500
带状疱疹ワクチン シングリックス 1 回目	22,750	高齢者 インフルエンザ 2 回目	4,000
带状疱疹ワクチン シングリックス 1 回目(助成あり)	11,000	免除・生保一般 インフルエンザ 2 回目	4,000
		免除・生保高齢者 インフルエンザ 2 回目	4,000
带状疱疹ワクチン シングリックス 2 回目	22,750	新型コロナワクチン(65 歳未満)	16,500
带状疱疹ワクチン シングリックス 2 回目(助成あり)	11,000	新型コロナワクチン(65 歳以上)	2,500
肺炎球菌ワクチン ニューモバックス	9,700		
肺炎球菌ワクチン 13 価(7 價ナ-	10,000		
肺炎球菌ワクチン 高齢者(助成あり)	4,000		

※その他につきましては、会計窓口にお声かけください。

※故意に破損・紛失した場合、その備品の実費金額を満額いただく場合がございます。ご承知ください。

※カルテ開示につきましては、“カルテ開示申込書”をご参照ください。

※病室内のテレビを使用する場合は、別途テレビカードを購入していただきます。

7. 特別の療養環境の提供に関わる基準に関する事項

当院では、特別の療養環境室(室料差額料金)として設定しております。ご希望、同意をいただいたうえでご利用いただけます。なお、治療上の都合でご利用の場合は料金徴収致しません。

	料金	部屋番号	付帯サービス
個室	38,500 円/日	506 号室	トイレ・シャワー・テレビ無料・セットレンタル無料
個室	19,600 円/日	501 号室	トイレ・テレビ無料・セットレンタル無料
2人室	8,800 円/日	502 号室	テレビ無料
4 人室	2,200 円/日	503 号室 405 号室	テレビ無料

8. 入院期間が 180 日を超える入院に関する事項

同じ症状による通算の入院期間が 180 日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料 15% が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養となり、1 日につき 1,720 円は特定療養費として患者さんの負担になります。ただし、180 日を超えて入院されている患者さんであっても、15 歳未満の患者さんや難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働大臣が定める状態にある患者さんは、健康保険が適応されます。

9. 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

2024 年度診療報酬改定に伴い、長期収載品（後発医薬品《ジェネリック医薬品》）がある先発医薬品の選定療養が 2024 年 10 月 1 日から導入されています。患者さんの希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の 4 分の 1 に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者さんにご負担いただく仕組みです。

患者のみなさまへ

令和 6 年 10 月からの
医薬品の自己負担の新たな仕組み

■ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、
**先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただけます。**

■ この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**を
お願いいたします。

・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。

・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



10. 厚生労働省が定める手術（医科点数表第 2 章第 10 部手術通則第 5 号及び第 6 号に掲げる手術）の施設基準に関わる実績について（2024 年 1 月～12 月）

区分Ⅰに分類される手術

オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術

心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの：337 件

その他：76 件

その他区分に分類される手術

ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術：47 件

経皮的冠動脈形成術

急性心筋梗塞に対するもの：7 件

不安定狭心症に対するもの：16 件

その他のもの：23 件

経皮的冠動脈ステント留置術

急性心筋梗塞に対するもの：11 件

不安定狭心症に対するもの：77 件

その他のもの：88 件

11.医療情報取得加算について

令和5年4月から政府方針によりオンライン資格確認システムの導入が原則義務化されました。当院では、下記の整備を行っており、「医療情報取得加算」を算定しています。

- ・オンライン資格確認を行う体制
- ・マイナ保険証を活用し薬剤情報や特定健診等の診療情報を活用して診療等を行う体制

◆医療情報取得加算

初診時:1点

再診時:1点(3月に1回)

- 当院では診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
- 正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

12.医療DX推進体制整備加算について

当院では、令和6年6月1日の診療報酬改定に伴う医療DX推進体制整備について、次のとおりの対応を実施しております。

- ① 診療報酬明細書(レセプト)のオンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診療を行う診察室、手術室または処置室等において、閲覧または活用できる体制を有しています。
- ④ 電子処方箋を発行できる体制を有しています。
- ⑤ 電子カルテ共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。(令和7年9月30日までの経過措置)。
- ⑥ マイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用)に関して、一定程度の実績を有しています。
- ⑦ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報の取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所等に掲示しています。



13.一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

14.情報通信機器を用いた診療について

当院では情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）の施設基準を届け出ております。情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行っておりません。

15.患者相談窓口の設置について

当院では医療安全管理者等による相談および支援を受けることができます。詳しくは、受付窓口へお尋ねください。

16.その他事項

◆医療安全対策に関する事項

当院の医療安全対策については、別紙の医療安全指針をご参照ください。

◆感染防止対策に関する事項

当院の感染防止対策については、別紙の院内感染対策指針をご参照ください。

◆敷地内禁煙について

病院敷地内は全面禁煙を実施しておりますので、ご協力お願いします。

◆急性期看護補助体制加算に関する事項

当院は、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善として、看護職員と他職種との業務分担、看護補助者の配置、短時間雇用の看護職員の活用、妊娠、子育て中・介護中の看護職員に対する配慮、夜勤負担の軽減などに取り組んでいます。

◆診療報酬の請求方法について

当院では診療報酬の請求方法をオンラインにて行っております。

◆マイナンバーカードの保険証利用について

当院では保険証の代わりにマイナンバーカードによる資格確認（患者様の薬剤情報・特定健診情報の閲覧）を行っております。従来どおり、健康保険証をご利用の場合は、受付窓口にご提示ください。

ご来院の際は、マイナンバーカードを持参してください。

医療安全管理体制に関する取組事項

1. 医療安全管理対策に関する基本的な考え方

1) 組織として医療安全に取り組みます。

患者が安心して安全な医療が受けられる環境を整え、良質な医療を提供します。また、個人の責任追及によって再発防止をするのではなく、組織内のシステムの観点から分析し組織として再発防止に取り組みます。

2) 職員が医療安全に取り組む環境を整備します。

職員が医療安全に関する正しい知識の理解と技術を向上するための教育研修、万が一医療事故が発生した場合に職員の精神的な負担を軽減するための環境を整備します。

3) 患者様・ご家族様に十分に説明し理解を得るとともに、より安全な医療の提供のために、患者様・ご家族様の意見を取り入れ相互に協力する関係を基本とします。

4) 地域社会に対して情報を公表し、オープンな姿勢を示します。

医療安全に対する病院の姿勢を示すことで、地域社会と相互の関係を築き上げ、地域から信頼される病院づくりを目指します。

2. 医療安全管理体制のための委員会組織に関する基本的事項

病院長を委員長として、組織横断的な部署から構成される医療安全管理委員会を設置し、医療安全管理活動の意思決定機関として毎月1回委員会を行い、医療安全管理体制を確立しております。また、緊急時は臨時に委員会を開催します。そして、医療安全管理の任にあたる専門の担当者を配置し、情報の収集・分析および方策の企画立案を行い実施します。

3. 医療安全管理対策のための職員に対する研修に関する基本方針

当院における、職員の医療安全管理対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象に職員研修を年2回開催します。

4. 医療事故報告書の安全確保を目的とした改善のための基本方針

当院は、全職員がインシデント・アクシデントレポート報告書を提出し、エラーの発生要因を明らかにすると共に職種ごとの安全確保に繋がる予防策・改善策を検出し、院内において情報の共有化を図っております。

5. 患者様からの相談に適切に応じる体制の確保

病状や治療方針に関する患者様からの相談に対しては、相談窓口の設置および担当者を配置し、誠実に対応しております。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項はホームページ等に掲載し、患者様及びご家族様などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7. その他の当院における医療安全管理体制推進のために必要な基本方針

患者様に医療安全管理体制推進のため、医療安全に関するマニュアルを各部署へ配し、全職員へ周知を図り、マニュアルは定期的な見直しを行います。

2023年4月

東京心臓不整脈病院 医療安全管理委員会

院内感染対策指針

【院内感染対策の目的】

本指針は、東京心臓不整脈病院(以下、当院)が院内感染予防策・院内感染制御対策を確立し、安全で質の高い医療環境を提供する事を目的とします。

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

安全な医療の提供の為に、病院全体として感染対策に取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行う事に努めます。

2. 院内感染対策の為に組織に関する事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月1階会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

3. 院内感染対策の為に職員研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図る為、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令で定められた感染症の届出の他、院内における耐性菌等の検出状況を感染レポートとして院内感染対策委員会で共有し、検討を行った上で現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生又は疑われる場合は、臨時の院内感染対策委員会を招集し感染経路の遮断と共に、感染拡大の防止をするよう努めます。また必要に応じ、保健所へ報告し、速やかに連携し対応します。

6. 患者様への情報共有と院内感染対策の閲覧に関する基本方針

感染症の流行時には、掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用等ご理解とご協力をお願いします。

本取り組み事項は院内に掲示し、患者様及びご家族より閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7. その他院内感染対策の推進の為に必要な基本方針

院内感染防止マニュアルを各部署に配備し、全職員への周知徹底を図ると共に、マニュアルの見直し、改訂を行います。

2023年4月

東京心臓不整脈病院 感染対策委員会